

後期高齢者医療制度の凍結と抜本的な見直しを求める意見書

2006年6月、高齢者医療費の抑制を目指す医療制度改革関連法が強行成立した。この改革のひとつとして「現役並みの所得」とされる高齢者（70歳以上）の窓口負担が3割に引き上げられ、療養病床の食費・部屋代の大幅値上げ、高額医療費や人口透析の患者負担増が強行された。2008年4月からは、70歳～74歳のすべての人の窓口負担が2割に引き上げられた。こうした高齢者を狙い打ちにした負担増は、高齢者の老後を脅かし不安を増大するものである。

また、来年度より導入される予定の「後期高齢者医療制度」では、家族に扶養されている人も含め、75歳以上のすべての人が、介護保険と同じ「年金天引き」で保険料を徴収され、保険料を払えない人からの保険証取り上げも計画されている。

政府は、後期高齢者の診療報酬をそれ以下の世代と別枠にし、“粗悪医療”や“病院追い出し”を押し付けることも検討している。いつでも誰でも安心して医療を受けられるようにするのが医療の原則である。この後期高齢者医療制度は、医療のあり方に逆行するものである。

厚生労働省は、ほとんど収入がない後期高齢者に対して全国平均6200円の高負担の保険料を押し付け、さらに年金から特別徴収（年金天引き）することとあわせ、65歳から74歳の国民健康保険料も年金から特別徴収することになっている。これは年金受給権、生活権の剥奪につながるものである。

多くの高齢者は、こうした新制度の内容をほとんど知らされていない。このような現状で、新制度を今のまま実施すべきではない。高齢になっても安心して生活ができるよう、下記項目について要望します。

記

1. 後期高齢者医療制度を見直すこと。
2. 70歳～74歳の窓口負担の引き上げ（1割→2割）を見直すこと。
3. 前期高齢者（65歳～74歳）の国保料年金天引きを見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月14日

名 寄 市 議 会